

平成23年度第2回通常総会開催

3月21日(水)に、平成23年度第2回通常総会を開催いたしました。平成24年度事業計画や予算案等が提示され、いずれも賛成多数で承認されました。ここでは、川村 隆当会会長、および来賓の厚生労働省西藤公司大臣官房審議官からのご挨拶をご紹介します。



一般社団法人
シルバーサービス振興会
会長 川村 隆

私が会長に就任しましてから、早いもので1年になります。皆様には、平素から当振興会の活動にご支援、ご協力を賜っていることを御礼申し上げます。

東日本大震災から1年が経過しましたが、現在も厳しい状況におかれていらっしゃる被災地の皆様を思いますと、心苦しい限りです。この国難とも言うべき危機を乗り越え、再生・復興の道を力強く歩いていくためには、被災地の地域経済社会だけでなく、我が国全体の経済再生が不可欠であると考えます。それが、ひいては世界経済の中での日本の発展にもつながるのではないのでしょうか。

今後、社会保障と税の一体改革の国会審議が本格化していくものと思われませんが、社会保障制度の持続可能性の向上、体制の健全化は避けては通れない道です。経済界からは、これに道筋をつけるためにも、早期に一体改革を実現させ、社会保障給付の効率化という点からの取り組みを評価するよう求めています。

もちろん、一体改革が実現しても、シルバーサービス産業は、国民のニーズに合った良質なサービスや商品を提供し続け、信頼のおける安定的な産業として発展していかなければなりません。

当振興会としましては、会員の皆様と一致団結をし、21世紀にふさわしいシルバーサービスをめざして、発展をしていく所存でございます。また、一般社団法人への移行につきましては、4月1日を目標に、新法人への移行登記が円滑に行われるように進めています。おかげさまで、事務的作業はおおむね終了し、内閣府での審議も最終段階を迎えております。



速報! 「一般社団法人」への移行認可

当会は、かねてより一般社団法人への移行認可申請手続きを行ってまいりましたが、この度、内閣総理大臣の認可を受け、一般社団法人シルバーサービス振興会として、4月1日付けで移行登記が完了いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、法令に基づき、旧法人の権利義務は新法人がすべて継承し、法人としては同一性を持って持続いたしますので、これまで同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●●● 事業者と行政が相互に連携し、地域包括ケアの推進を ●●●



厚生労働省
大臣官房審議官

西藤 公司 氏

振興会の会員の皆様には、平素からシルバーサービスの振興につきまして、多大なるご尽力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

社会保障と税の一体改革の議論は本格化しています。増税により国民負担が重くなる可能性はありますが、持続可能な社会保障制度を構築することも大切です。社会保障という点で申し上げますと、介護・医療の分野では、地域包括ケアシステムの構築が柱となります。これは、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・医療のサービスを充実させるものです。今年介護報酬の改定があり、24時間定期巡回・随時対応型サービスや、介護予防・重症化予防のための自立支援型サービスの強化などが地域包括ケアの推進に向けて盛り込まれました。これらに関連する事業につきましては、行政はもとより、介護、医療をはじめとしたさまざまな事業主体が相互に連携することが求められています。

事業者の皆様には各地域におけるさまざまな資源や人材を大いに活用していただき、それによって、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進んでいくことを期待しております。会員の皆様には、多方面で良質なシルバーサービスを提供していただくことで、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●一般社団法人シルバーサービス振興会とは ●

シルバーサービスの質の向上と、その健全な発展を民間の立場で支えるために活動している一般社団法人です。

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番地3 日本自転車会館3号館 10階
TEL: 03-3568-2861 FAX: 03-3568-2874 <http://www.espa.or.jp/>

4月1日から改定介護報酬スタート

この度介護報酬改定が行われ、4月1日から施行されました。

今回の介護報酬改定は、主に地域包括ケアシステムの構築を進めるため、在宅・居住系サービスの機能強化、認知症にふさわしいサービスの提供、医療と介護の役割分担・連携強化などに向けての改定となった。介護報酬改定は、平成23年2月に社会保障審議会介護給付費分科会において審議がスタートし、以下に示すスケジュールを経て周知された。

【介護報酬改定のスケジュール】

- 1月25日 社会保障審議会介護給付費分科会にて厚生労働大臣からの諮問を答申、改定内容が固まる
 - 2月23日 厚生労働省担当課長会議にて改定内容の細目の案が示される
 - 3月13日 改定の正式な内容が官報で告示される
 - 3月16日 改定の細目が「留意事項通知」として厚生労働省から発出される。あわせて事務連絡として「Q&A」が示される
 - 3月30日 追加の「Q&A」が厚生労働省から事務連絡として示される
- 今回の介護報酬改定により変更のあった在宅系サービスの主なポイントは以下の通り。

【新設された主な内容】

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（新設）

日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時対応を、介護・看護が一体的にまたは連携をして提供するもの。要介護度別に月単位で設定され、一体型と連携型（他の訪問看護事業所との連携）の2類型になっている。

定期巡回・随時対応型の基本報酬（月単位）

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I） （一体型）		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費（II） （連携型）
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	9,270単位	6,670単位	6,670単位
要介護2	13,920単位	11,120単位	11,120単位
要介護3	20,720単位	17,800単位	17,800単位
要介護4	25,310単位	22,250単位	22,250単位
要介護5	30,450単位	26,700単位	26,700単位

※連携型事業所の利用者が定期巡回・随時対応サービス事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、上記とは別に訪問看護事業所において訪問看護費（要介護1～4は2,920単位、要介護5は3,720単位）を算定する。

◆複合型サービス（新設）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を持つ複合型サービスで、利用者の状態に応じた通い・泊まり・訪問（介護・看護）サービスを柔軟に提供する観点から、要介護度別に月単位で設定されている。また、小規模多機能型居宅介護および訪問看護に準拠した各種加算が創設された。

複合型の基本報酬（月単位）

要介護1	13,255単位
要介護2	18,150単位
要介護3	25,111単位
要介護4	28,347単位
要介護5	31,934単位

複合型の各種加算

※は新設

加算名	訪問看護	小規模多機能	単位数
初期加算	※	○	30単位/日
認知症加算		○	(I) 800単位/月 (II) 500単位/月
退院時共同指導加算	※		600単位/回
事業開始時支援加算		○	500単位/月
緊急時訪問看護加算	○		540単位/月
特別管理加算	○		(I) 500単位/月 (II) 250単位/月
ターミナルケア加算	○		2,000単位/死亡月
サービス提供体制強化加算	○	○	(I) 500単位/月 (II) 350単位/月 (III) 350単位/月
介護職員処遇改善加算	※	※	所定単位数に4.2%を乗じた単位数を算定

(注) 事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算及び介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外とする。

【在宅系介護給付サービスの主な内容】

◆ 在宅介護支援

医療等との連携強化のため、緊急時等居宅カンファレンス加算を新規創設。ケアマネジャーが病院・診療所の求めでその職員とともに利用者宅を訪問してカンファレンスを実施し、サービス利用調整を行ったときに、1回200単位、1か月に2回まで算定できる。さらに、医療連携加算や退院・退所加算については、算定要件が見直された。

◆ 訪問介護

身体介護の時間区分について、1日複数回の短時間訪問により中重度の在宅利用者の生活を総合的に支援する観点から、20分未満の時間区分が新たに創設された。また、生活援助の時間区分についても、サービス提供の効率化をめざし、これまでの30分以上60分未満、60分以上が、20分以上45分未満、45分以上に見直された。また、身体介護に引き続き、生活援助を行う場合の時間区分も見直された。

◆ 通所介護

通常規模以上事業所の基本報酬を、看護業務と職能訓練業務の実態を踏まえて適正化を行った。小規模型事業所の基本報酬は、通常規模型事業所との管理的経費の実態を踏まえ、見直しを行った。また、従来の個別機能訓練加算を再編し、利用者個別の心身の状況を重視した生活機能向上を目的とした訓練を適切な体制で実施した場合を評価。そのほか、家族介護者の支援を促進する観点から、これまで10時間であった延長加算が12時間までになった。

◆ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売、住宅改修

福祉用具貸与費の対象に、「自動排泄処理装置」が追加された。また、用具貸与事業者および販売事業者に対して、利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付け、人員および設備に関する基準の改正があった。福祉用具貸与・特定福祉用具販売、住宅改修で新たに対象となるのは右の通り。

● 福祉用具貸与

自動排泄処理装置
介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）が寝台付属品の対象に

● 特定福祉用具販売

便座の底上げ部材
自動排泄処理装置の交換可能部品

● 住宅改修

通路等の傾斜の解消
扉の撤去
転落防止柵の設置

Pick up NEWS

第1回介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会が開催される。

社会保障審議会介護給付費分科会での議論において、「ケアマネジャーの養成・研修課程や資格の在り方に関する検討会を設置し、議論を進める」とされたことを踏まえ、平成24年3月28日に第1回の「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」が開催された。在宅系介護サービス事業者側の委員として、民間介護事業推進委員会（事務局シルバーサービス振興会）代表委員の馬袋秀男氏が就任した。



東日本大震災に係る特例措置について

第89回社会保障審議会介護保険給付費分科会が平成24年2月28日に開催され、その中で東日本大震災への対応として行っている特例措置等についての説明がされた。

訪問看護サービスや要介護認定有効期間の特例措置については、平成24年9月30日まで延長すること。また、東日本大震災復興特別区域法における介護分野の対応として、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の特例として、「病院、診療所等以外でも訪問リハビリを行う事業所の設置を可能とする」という対応等が説明された。

シルバーマーク・消毒マーク 新規・更新一覧 (2月認定)

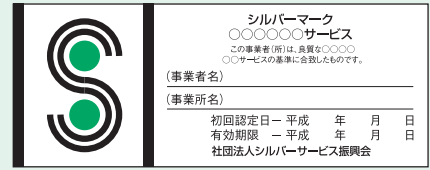
シルバーマーク制度

良質な事業者を認定するサービス評価制度

シルバーマーク制度は平成元年に創設された福祉サービス分野で最も歴史と実績のあるサービス評価制度です。

本格的な高齢社会を迎え、高齢者が安心して健康に暮らすことができる良質なサービスや商品を提供する事業者が求められています。シルバーマークとはそうした社会の要請に応え、本社・本部等へのマネジメント基準とシルバーサービスの種類ごとにサービス基準を設け、基準を満たした事業所に対して交付されるものです。利用者が事業者を選択するうえでの確かな目安となっています。

★表示様式のイメージ



■新規 なし

■更新

訪問介護

- (株)ホームケア井上
(株)ホームケア井上……………(東京都)
- さくらメディカル(株)
高田訪問介護サービス事業所……………(新潟県)

訪問入浴介護

- (株)ケアサービス
訪問入浴 蒲田……………(東京都)
- (株)大起エンゼルヘルプ
越谷ケアセンター……………(埼玉県)
- 本社……………(東京都)
- 練馬ケアセンター……………(東京都)
- セントケア東北(株)
セントケア仙台……………(宮城県)
- セントケア勾当台……………(宮城県)
- セントケア千葉(株)
セントケア柏……………(千葉県)
- セントケアちば……………(千葉県)
- セントケア木更津……………(千葉県)
- セントケア松戸……………(千葉県)
- セントケア佐倉……………(千葉県)
- セントケア市原……………(千葉県)
- セントケア南房総……………(千葉県)
- セントケア君津……………(千葉県)
- セントケア市川……………(千葉県)
- セントケア船橋……………(千葉県)
- セントケア大網……………(千葉県)
- セントケア鎌ヶ谷……………(千葉県)
- セントケア富津……………(千葉県)
- セントケア茂原……………(千葉県)
- セントケア花見川……………(千葉県)

- セントケア市原姉崎……………(千葉県)
- セントケア四街道……………(千葉県)
- セントケア大多喜……………(千葉県)
- セントケア東京(株)
セントケア極楽湯和光……………(埼玉県)
- セントケア足立……………(東京都)
- セントケア江東……………(東京都)
- セントケア赤羽……………(東京都)
- セントケア大森……………(東京都)
- セントケア世田谷……………(東京都)
- セントケア浜松町……………(東京都)
- セントケア三鷹……………(東京都)
- セントケア神奈川(株)
セントケア横浜……………(神奈川県)
- セントケア鎌倉……………(神奈川県)
- セントケア横須賀……………(神奈川県)
- セントケア逗子……………(神奈川県)
- セントケア茅ヶ崎……………(神奈川県)
- セントケア相模原……………(神奈川県)
- セントケア秦野……………(神奈川県)
- セントケア川崎宮前……………(神奈川県)
- セントケア磯子……………(神奈川県)
- セントケア久里浜……………(神奈川県)
- セントケア神奈川……………(神奈川県)
- セントケア相模大野……………(神奈川県)
- セントケア大船……………(神奈川県)
- セントケア幸……………(神奈川県)
- セントケア中部(株)
セントケア駿河……………(静岡県)
- セントケア清水……………(静岡県)
- セントケア富士……………(静岡県)
- セントケア葵……………(静岡県)
- セントケア藤枝……………(静岡県)
- セントケア富士宮……………(静岡県)
- セントケア栄生……………(愛知県)

- セントケア西日本(株)
セントケア神戸……………(兵庫県)
- セントケア北神戸……………(兵庫県)
- セントケア東灘……………(兵庫県)
- セントケア尼崎……………(兵庫県)
- セントケア大阪……………(大阪府)

福祉用具貸与

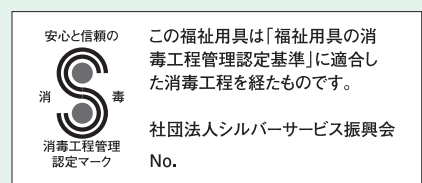
- 東洋シルバーサービス(株)
東洋シルバーサービス(株)……………(青森県)
- のざき(有)
のざき(有)……………(群馬県)
- 日科ミクロン(株)
福祉のニッカ 三郷営業所……………(埼玉県)
- (有)アドラップ
(有)アドラップ……………(千葉県)
- (株)日本ビコー
(株)日本ビコー 八千代店……………(千葉県)
- (株)日本ビコー 千葉店……………(千葉県)
- (株)日本ビコー 船橋店……………(千葉県)
- (株)日本ビコー 木更津店……………(千葉県)
- (株)ライコム・コーポレーション
本社……………(東京都)
- (株)ヘルスケア
ヘルスケアさがみ……………(神奈川県)
- ヘルスケア上武……………(埼玉県)
- ヘルスケア西武……………(埼玉県)
- ヘルスケア湘南……………(神奈川県)
- さくらメディカル(株)
新潟支店……………(新潟県)
- 近藤産興(株)
近藤産興(株)ケアレンタル課……………(愛知県)
- ハヤシリハビリ(株)
ハヤシリハビリ(株)……………(愛知県)
- (有)ハヤシ
(有)ハヤシ……………(奈良県)

福祉用具の消毒工程管理認定制度

介護保険制度における福祉用具の利用は、原則、貸与(レンタル)という形態がとられています。福祉用具は基本的に再利用されるので、使用後に回収され、点検・消毒・保守点検を経て新しい利用者のもとに届けられます。

しかし介護保険制度には消毒に関する具体的な基準がなく、また消毒の効果を利用者が確認することも非常に困難なため、平成16年に「福祉用具の消毒工程管理認定制度」が創設されました。

★用具に貼られている認定シールのイメージ



■新規 なし

■更新

- (株)日本ケアサプライ
東北支店……………(宮城県)
- 青森営業所……………(青森県)
- 岩手営業所……………(岩手県)
- 秋田営業所……………(秋田県)
- 郡山営業所……………(福島県)
- 山形営業所……………(山形県)
- 埼玉営業所……………(埼玉県)
- 千葉営業所……………(千葉県)
- 柏サテライト……………(千葉県)
- 東千葉営業所……………(千葉県)
- 西東京営業所……………(東京都)
- 神奈川営業所……………(神奈川県)
- 関東支店……………(長野県)
- 長野北信営業所……………(長野県)
- 山梨営業所……………(山梨県)
- 静岡営業所……………(静岡県)
- 沼津営業所……………(静岡県)
- 東静岡営業所……………(静岡県)
- 関西支店……………(大阪府)

- 南大阪営業所……………(大阪府)
- 京都営業所……………(京都府)
- 和歌山営業所……………(和歌山県)
- (株)ヤマシタコーポレーション
東京東衛生管理センター……………(東京都)
- 東京西衛生管理センター……………(東京都)
- フランスベッド(株)
3歳メンテナンスセンター……………(北海道)
- 盛岡サービスセンター……………(岩手県)
- 長野サービスセンター……………(長野県)
- 東京サービスセンター……………(東京都)
- 名古屋サービスセンター……………(愛知県)
- (有)ダイユウ
(有)ダイユウ 鹿児島営業所……………(鹿児島県)
- 小山(株)
小山(株) 介護関連事業部……………(奈良県)
- 小山(株) 本社工場……………(奈良県)
- (株)トーカイ
(株)トーカイ 長野支店……………(長野県)
- (株)トーカイ 千葉メンテナンスセンター……………(千葉県)
- (株)トーカイ さいたまメンテナンスセンター……………(埼玉県)
- (株)トーカイ 羽島メンテナンスセンター……………(岐阜県)
- (株)トーカイ 大阪北メンテナンスセンター……………(大阪府)

- (株)トーカイ 福岡営業所……………(福岡県)
- さくらメディカル(株)
さくらメディカル(株)新潟支店……………(新潟県)
- 日建リース工業(株)
金沢流通センター……………(石川県)
- 長野流通センター……………(長野県)
- 東京介護センター……………(東京都)
- 名古屋介護センター……………(愛知県)
- 大阪介護センター……………(大阪府)
- 佐賀介護センター……………(佐賀県)
- 熊本介護センター……………(熊本県)
- (株)ライコム・コーポレーション
福祉用具消毒センター……………(東京都)
- 豊通物流(株)
豊通通商 小牧レンタルセンター……………(愛知県)
- (株)ひまわり
ひまわり「あんしん」サポートセンター……………(兵庫県)
- (株)レンティ
レンティケアサービス 福祉用具消毒工場……………(千葉県)
- 興国運輸(株)
A T Iセンター……………(東京都)
- コイズミファニテック(株)
大阪事業所「テックの泉」……………(大阪府)

●全国の認定事業所リストについてはシルバーサービス振興会HPをご覧ください。

シルバーサービス振興会

情報ポータルサイト「知るNAVI」リニューアルのお知らせ

平成24年4月より、「知るNAVI」が装いも新たにリニューアル!

シルバーサービス振興会では平成18年より、高齢者向け商品・サービスに関する情報ポータルサイト「知るNAVI」を運営してまいりました。各業界の多彩な企業からご出展いただき、介護・福祉関係者のご好評を得て、月間15万件前後のアクセスをいただいています。このたび、そんな「知るNAVI」が装いを一新し、ますます皆様にご活用いただけるよう、サイトをリニューアルいたします。

リニューアル後の「知るNAVI」ここがポイント

①多岐にわたるカテゴリの商品・サービスを掲載

48の商品・サービスカテゴリをご用意。介護保険サービスから、生活に役立つ商品、介護従事者向けの研修など、シニアに関連するあらゆる商品・サービスに対応しており、さまざまな企業が出展しています。

②介護・福祉関連のホットな話題をお届け

大手ケアマネジャー向けサイト(会員企業)と提携し、介護・福祉に関する行政情報など、ホットな話題をタイムリーにご提供。また、無料で定期配信されるメルマガへのご登録も承っております。

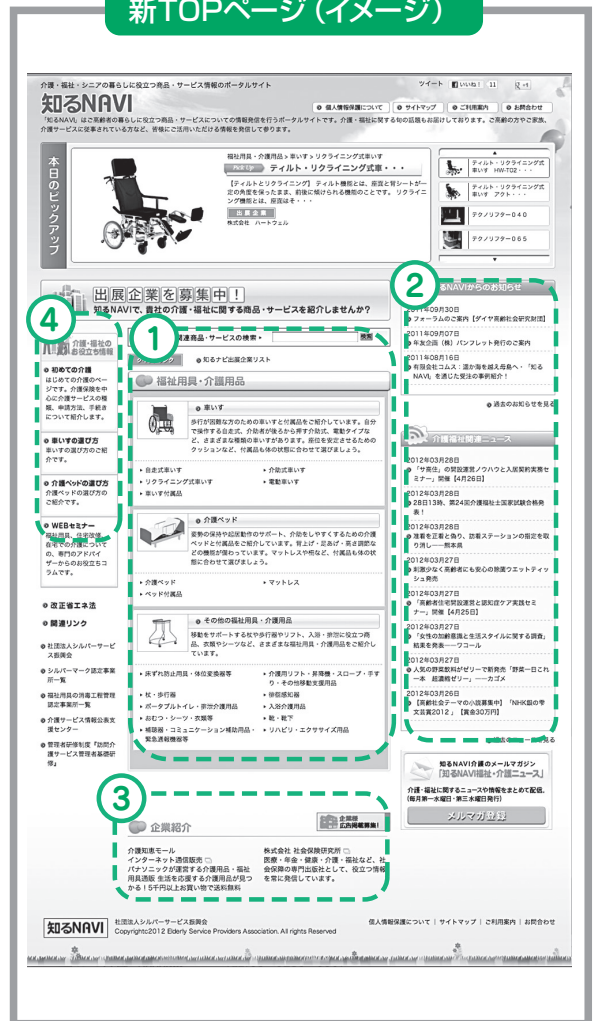
③広告掲載枠を新たに設置

通常の出展のほか、広告掲載枠を新たに設置。高齢者向け通販サイトなど、特にWEB上でPRをしたいサイトをお持ちの企業様にご活用いただけます。

④役立つ特集コーナーやリンクも豊富

これから介護のことを知りたい高齢の方やご家族向けに、「はじめての介護」「車いすの選び方」など、基礎的な知識が学べる特集コーナーを設置。また、介護・福祉関連の行政機関や業界団体などのWEBサイトへのリンクも豊富です。

新TOPページ(イメージ)



●ご高齢の方・ご家族の方・介護サービス従事者の方へ

介護をはじめとする高齢者向けの商品・サービスを知りたいけれど、どこで情報を得たらよいのか…とお困りのことはありませんか? 「知るNAVI」はシニアに役立つ情報を、ジャンルを限定せずに発信する総合情報ポータルサイトです。ぜひご活用ください。

●高齢者向け商品・サービスを取り扱う企業の方へ

優れた商品やサービスを取り扱っているのに、なかなか知っていただけない…そんなお悩みを抱えてはいませんか? 「知るNAVI」は介護・福祉関係者のアクセスも多く、効果的な情報発信が可能です。出展や広告掲載をご検討されてはいかがでしょうか。

まずはアクセスしてみてください! <http://www.sil-navi.com/>

知るNAVI 検索

平成23年度老人保健事業推進費等補助金事業における調査研究

シルバーサービス振興会では、平成23年度に厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金事業において、4つの調査研究を実施しました。

介護サービス情報公表制度の利活用促進のための相談支援体制の構築に関する調査研究事業

介護保険法一部改正を受け、「介護サービス情報の公表制度」に関して公表前の調査実施を一律に義務付けることが見直された。これを受け、公表制度に対する誤った認識や、関係者の士気の低下が懸念され、制度の正しい理解の普及と利活用促進を図ることが必要になっている。そこで、法改正を受けての各都道府県、関係者の公表事務体制について実態を把握し、課題を整理することにより、公表制度を円滑かつ安定的に運営していくための方策を探るとともに、指定調査機関ならびに調査員の活用も想定した、利用者・事業者に対する公表情報の活用支援などの相談支援機能の充実に向けた検討と提案を行った。

地域包括ケア体制構築に向けた高齢者の住環境向上のための住宅改修実施事業者の質の確保に関する調査研究事業

介護保険制度における住宅改修は、高齢者が住環境を整備する上で大きな役割を果たしている。しかし、実際に住宅改修を行う事業者が介護保険制度を十分理解しているとはいえず、利用者にとって信頼できる事業者か否かの判断が難しい状況にある。そのため、利用者が住宅改修を実施する事業者を選択する際の判断材料となりうる基準が必要であると考えられ、施行後10年を経た介護保険制度における住宅改修事業の実態を把握するための調査を行い、事業者の質を確保し利用者の選択に資することを目的とした基準のあり方について検討を行った。

災害発生時等の介護サービスの継続的提供のための事業者対応及び事業者間連携協定と供給調整機能の体制構築に関する調査研究事業

この度の東日本大震災において、東北3県を中心として広範囲に及ぶ被災地域への物資等の緊急支援と介護サービス提供体制の復旧が求められ、その復興が緊急・不可欠の課題となった。そのような状況の中、平時から事業者等の被災地への緊急支援のための物資・人員等の協力支援体制の登録等を行い、状況に応じた迅速な初動支援が確保できるよう、民間介護事業者間での連携協定、情報共有及びサービス供給調整機能等を構築しておくことが重要であり、そのための仕組みづくりに必要となる諸条件について検討し、提言することを目的に調査研究を実施した。

築古分譲マンションに居住する高齢者の生活環境とシルバーサービス提供等の実態に関する調査研究事業

複数の高齢者が生活していると思われる築古分譲マンションに対して適切なシルバーサービスを提供することができれば、居住している高齢者が住み慣れた環境の中、安心して快適な生活を続けることに繋がると考えられる。そこで、築古分譲マンションに居住する高齢者の生活環境の実態とそこに提供されているシルバーサービスの実態等を調査し、築古分譲マンションへどのようなシルバーサービスの提供を行うことが望ましいのか、検討と今後の課題整理を行った。

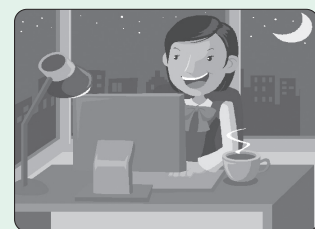
労働法が学べるe-ラーニング「訪問介護サービス管理者基礎研修」

改正介護保険法では、介護事業所への労働法規遵守を徹底しています。法令遵守のためにも、管理者には管理業務の正しい理解がさらに求められるようになったと言えます。e-ラーニングによる「訪問介護サービス管理者基礎研修」では、法令遵守を含む管理業務のあり方を習得することができます。

●コンプライアンスをマスターした管理者・責任者になるための研修● 「訪問介護サービス管理者基礎研修」

e-ラーニング研修とは、インターネット上で行う研修のことで、インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでもすぐに空いた時間に学習できます。

機器の購入や特別な設定は必要ありません。申し込み手続きが完了すれば、自宅でも出張先でも好きなときに受講が可能です。



インターネットだから手軽に利用できます。

●お申し込みはホームページから [シルバーサービス振興会](#) [検索](#) ▶ トップページ右バナーから入って申し込むことができます。

※ほかにも厚生労働省のガイドラインに沿った「個人情報保護実践e-ラーニング」もごさいます。